

第 3 号（平成 2 9 年 3 月 2 7 日）

会 議 録

定 例 会

（再開）

平成29年3月井手町議会（定例会）会議録（第3号）

招集年月日

平成29年3月27日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 平成29年3月27日午前 9時57分 議長 丸山久志

閉会 平成29年3月27日午前10時47分 議長 丸山久志

応招議員

1番	谷田	利一	2番	西島	寛道
3番	岡田	久雄	4番	岩田	剛
5番	古川	昭義	6番	村田	忠文
7番	丸山	久志	8番	中坊	陽
9番	谷田	操	10番	木村	武壽

不応招議員

なし

出席議員

1番	谷田	利一	2番	西島	寛道
3番	岡田	久雄	4番	岩田	剛
5番	古川	昭義	6番	村田	忠文
7番	丸山	久志	8番	中坊	陽
9番	谷田	操	10番	木村	武壽

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

5番	古川	昭義	9番	谷田	操
----	----	----	----	----	---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	奥山 英高	議会書記	中谷 誠
議会書記	西島 豊広	議会書記	平間 克則

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	汐見 明男	副町長	中谷 浩三
----	-------	-----	-------

教 育 長	松田 定	理事兼総務課長事務取扱	脇本 和弘
理事兼地域創生推進室長事務取扱	後藤 崇文	理事兼保健医療課長事務取扱	小川 淳一
理事兼建設課長事務取扱	中村 秀一	理事兼上下水道課長事務取扱	松山 正伸
教育次長・山吹ふれあいセンター所長兼 学校教育課長、自然休養村管理センター館長兼務	中島 一也	企 画 財 政 課 長	花木 秀章
税 務 課 長	乾 浩朗	会計管理者・会計課長兼務	光田 恵理
住 民 福 祉 課 長	中坊 玲子	高 齢 福 祉 課 長	寺井 佳孝
保健センター所長・ 地域包括支援センター所長兼務	小笠原温美	建 設 課 参 事	古川 篤
産 業 環 境 課 長	菱本 嘉昭	上 下 水 道 課 参 事	森田 肇
同和・人権政策課長	野田 昌司	いづみ人権交流センター所長・ いづみ児童館長兼務	木村 坂次
社会教育課長・ 図書館長兼務	高江 裕之	学校給食センター所長	藤崎 裕司

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

平成 2 9 年 3 月 井手町議会定例会

議 事 日 程〔第 3 号〕

平成 2 9 年 3 月 2 7 日（月）午前 1 0 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 6 号 介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 3 議案第 7 号 介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 4 議案第 18 号 平成 2 9 年度井手町一般会計予算
- 第 5 議案第 19 号 平成 2 9 年度井手町国民健康保険特別会計予算
- 第 6 議案第 20 号 平成 2 9 年度井手町水道事業会計予算
- 第 7 議案第 21 号 平成 2 9 年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算
- 第 8 議案第 22 号 平成 2 9 年度井手町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 9 議案第 23 号 平成 2 9 年度井手町介護保険特別会計予算
- 第 10 議案第 24 号 平成 2 9 年度井手町公共下水道事業特別会計予算
- 第 11 議案第 25 号 平成 2 9 年度井手町多賀財産区特別会計予算
- 第 12 議案第 26 号 井手町玉川の水質保全条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 13 発議第 1 号 京都府南部地域に地方裁判所・家庭裁判所支部を設置することを求める意見書
- 第 14 閉会中の継続調査の申し出について

議事の経過

議長（丸山久志） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦
労さまでございます。

町長より、議案第26号として、井手町玉川の水質保全条例の一部を改正
する条例制定の件が追加提案として提出されております。また、古川昭義議
員より、発議第1号、京都府南部地域に地方裁判所・家庭裁判所支部を設
置することを求める意見書も提出されておりますので、皆さんのお手元に配
付いたしました。なお、日程事項として組み入れておきましたので、よろしく
審議願います。

ただいまの出席議員数は10名で、定足数に達しておりますので、平成2
9年3月井手町議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番、古川昭義
議員、9番、谷田 操議員を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の順序の議席の方をお願いい
たします。

次に、3月10日本会議における議案第5号、井手町介護保険条例の一部
を改正する条例制定の件の質疑に対する答弁を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺井佳孝） 貴重な時間をいただきまして、ありがとうございます。
います。

まず、介護保険料の算定時に譲渡損失の繰り越し控除はあるのかというご
質問についてであります。繰り越し控除についてはございません。

次に、附則第7条第1項第6号から第10号のイについて、生活保護、境
界層の適用を受けた方はいるのかというご質問であります。平成28年度
の実績はございませんが、平成18年度に1度、1件あったところでござい
ます。

以上でございます。

議長（丸山久志） 日程第2、議案第6号、介護保険法に基づく指定地域密
着型サービスの事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定

の件、日程第3、議案第7号、介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件の2件を一括議題とします。

議案第6号及び議案第7号の提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(寺井佳孝)

(議案第6号及び議案第7号を朗読説明)

議長(丸山久志) これで提案理由の説明を終わります。

これより議案第6号及び議案第7号の質疑を行います。議案の番号を明示の上、質疑願います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) まず6号の方ですけれども、2ページに新旧対照表がありますが、ここで略、略、略となっているところに何が書いてあるか、簡単をお願いをしたいんですけど、82条は従業者の員数等についての条文で、1から6までの文章は略してあるんですけども、こういう場合はこういう職員さんを何人置かなあかんとか、常勤でないとかあかんとか、そういうことが書いてあるかと思うんです。その表のところで省略されているところは何が書いてあるのか。これ、結局、左側に書いてある、そういう施設に真ん中に書いてあるような施設が併設されているというような場合は、一番右側に省略されている種類の職員さんを両方で勤務していいですよという規制緩和の条文じゃないかと思うんですけども、その意味をお願いします。

それと、7号の方も同じように省略をされておりまして、ページ数、7号の2ページですけど、これも人員基準で、表の左欄にある施設と真ん中にある施設が一緒にある、併設されているような場合は、右側の略されている職員さんがどっちでも勤務できますよというようなことかと思うんですけども、それでいいのか、説明をお願いします。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(寺井佳孝) 谷田 操議員のご質問にお答えいたします。

まず、第6号と第7号について、同じように言えるものなのですが、略になっている部分につきましては、小規模多機能型居宅介護事業所の職員の規定でございまして、利用者3人につき1名以上職員を設けることとなっております。その中で、介護予防小規模多機能型居宅介護事業者のうち、1人は常勤でないといけないという規定がございます。

次に、看護師または准看護師については、1以上の者を置かなければならないとなっておりますが、今回の条例の改正によりまして、新たに小規模な事業所、主に通所介護を提供する事業所については、そちらに看護師または准看護師がおれば、小規模多機能型の方に常に置かなくてもいいというような規定があるものでございます。

以上です。

議長（丸山久志） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） ただいま議題になっております議案第6号、介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件と、第7号、介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件2件に反対する立場で討論を行います。

介護保険法の改悪によりまして、さまざまな規制緩和が行われております。さまざまな事業所にとって非常に不可欠である看護職員についても、併設されている事業所があれば、それで兼務をすることができるというような内容でありまして、ことほどさように、あらゆる面での規制緩和や人員規制の基準が、最初、介護保険の導入されたときの理念からしますと、だんだんと後退しているというふうに感じますので、この2案について反対をいたします。

議長（丸山久志） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） これで討論を終わります。

これより、議案第6号、介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。
議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(丸山久志) 挙手多数です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第7号、介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(丸山久志) 挙手多数です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第18号、平成29年度井手町一般会計予算から日程第11、議案第25号、平成29年度井手町多賀財産区特別会計予算までの8件を一括議題とします。

本件に対する委員長の報告を求めます。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 木村武壽予算特別委員会委員長。

10番(木村武壽) 10番、木村武壽です。

ただいま議題となっております議案第18号、平成29年度井手町一般会計予算から議案第25号、平成29年度井手町多賀財産区特別会計予算までの8件の議案につきまして、本予算特別委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、去る3月10日の3月定例会におきまして、議員全員をもって構成する予算特別委員会が設置され、平成29年度の8件の当初予算が付託されたものであります。

本予算特別委員会は、3月21日、22日の2日間にわたり、町長並びに関係者の出席を求め、慎重かつ熱心に審査が行われたところでございます。

次に、審査内容の報告等に入りますが、議員全員が委員となっておりますので、審査の過程で出ておりました質疑の内容等の報告並びに討論の報告は省略させていただきますので、よろしく願います。

次に、質疑並びに討論の終了後に、本案に対する採決を行ったところであり
ます。

それでは、本予算特別委員会における審査の結果についてご報告申し上げ
ます。

議案第18号、平成29年度井手町一般会計予算、議案第19号、平成2
9年度井手町国民健康保険特別会計予算、議案第20号、平成29年度井手
町水道事業会計予算、議案第21号、平成29年度井手町多賀地区簡易水道
事業特別会計予算、議案第22号、平成29年度井手町後期高齢者医療特別
会計予算、議案第23号、平成29年度井手町介護保険特別会計予算の6議
案につきましては、賛成多数をもちまして原案のとおり可決すべきものと決
し、議案第24号、平成29年度井手町公共下水道事業特別会計予算、議案
第25号、平成29年度井手町多賀財産区特別会計予算の2議案は、いずれ
も賛成全員をもちまして原案のとおり可決すべきものと決しましたので、こ
こにご報告申し上げます。

議長（丸山久志）　これで委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　谷田　操議員。

9番（谷田　操）　9番、谷田　操です。

ただいま議題になっております議案第18号から第25号の8議案のうち、
議案第18号、井手町一般会計予算、第19号、井手町国民健康保険特別会
計予算、第20号、井手町水道事業会計予算、第21号、井手町多賀地区簡
易水道事業特別会計予算、第22号、井手町後期高齢者医療特別会計予算、
第23号、井手町介護保険特別会計予算の6議案に反対、第24号、井手町
公共下水道事業特別会計予算、第25号、井手町多賀財産区特別会計予算の
2議案に賛成の立場で討論をいたします。

安倍政権は、平和、民主主義、暮らしを壊す暴走を続け、国会では、国有

地が不当に安く払い下げられたのではないかという疑惑や、南スーダンに派遣されている自衛隊P K O部隊の日報が隠蔽されていた問題などをどう究明するかが問われているときに、国民監視を強め、密告を奨励する内容を含む共謀罪法案を提出しました。国民の内心を処罰する違憲立法を許してはなりません。

一方、国民の生活には貧困と格差が広がっています。高齢者には、4月から年金はまたまた引き下げ、後期高齢者医療の特例軽減廃止、70歳以上の医療費負担上限の引き上げ、65歳以上の入院居住費の値上げなどが既に決定し、医療や介護の負担増はめじろ押しです。

そのような悪政のもとでも、住民に一番身近な町政は何をなすべきかが問われています。そういう観点で、新年度予算は甚だ不十分であると言わざるを得ません。

まず、一般会計では、新庁舎建設関連の予算がありますが、住民の関心の高い庁舎建設について、傍聴もできない密室審議が行われているのは不適切です。オープンな論議を求めます。国道宇治木津線のルート決定任せではなく、庁舎は単に行政の事務室ではなくて住民のためのものという視点で、町が主体性を持って位置を決めることが大切です。高台への移転が前提である以上、アクセスの利便性のためには、町内循環バスの検討も始めるべきです。

次に、J R 玉水駅の整備に新年度は3億円が予定されていますが、新玉水駅の建設には総額16億6,000万円もかかるということがわかりました。役場の庁舎が15億から20億円というふうに予想されているのに比して余りに高額で、しかも、99%までは公費です。しかも、J R 関連工事は地元業者への発注が少なく、地域経済への貢献が少ないと言われています。できる限りの工費節減と地元発注を求めるべきです。

北陸新幹線の延伸は、2兆円を超える莫大な建設費負担を誰が行うのか、在来線はどうなるのか、議論のないまま、ルートありきの暴走状態です。リニアとかカジノとか大阪万博などと同様、地方の切り捨てしか生まない、不要な超大規模開発である北陸新幹線延伸は中止するべきです。

教育予算では、子供の貧困が深刻化する中、就学援助を申請しやすい環境づくりと支援額の拡充が必要です。特に入学準備金は、国基準どおりに支給額が引き上げられてもなお、中学校では最低限の新入学用品代に足りません。給食費援助は、全国25%の自治体で既に取り組みされており、給食費無償の

自治体もふえています。本町でも給食費の無償化に踏み出すべきです。

また、職員の働き方の問題では、行政改革の名のもとに、どんどんと職員数が減らされ、非正規への置きかえが進んできました。役場が官製ワーキングプアを生んでいいのでしょうか。保育所では、担任さえ非正規が担う状況になっています。総務省の通達を守り、臨時職員の処遇改善を行うべきです。

国民健康保険特別会計では、広域化で一体どうなるのか、いまだに具体的な状況が示されません。激変緩和の必要性が議論されているという答弁があったとおり、このままいけば、大幅な保険料アップが待っているのではありませんか。抜本的な公費投入がなければ、広域化しても維持できないのは明らかです。余りにぺらぺらの国保証の材質の改善、人間ドック助成は、少なくとも予算いっぱい受け付けられるような工夫をお願いいたします。

水道事業会計や多賀地区簡易水道特別会計では、水道料金の値上げが提案されています。設備投資の見直し、有収率の改善、企業からの給水収入をふやす努力、多額の未収金の解決など、値上げの前にまだまだできることがあるのではないのでしょうか。

後期高齢者医療特別会計では、新年度から軽減措置が段階的に廃止され、本町では1,182人の加入者のうち830人、7割の方に影響が及びます。保険料は、2倍になる方から、2年後には10倍になるという方まで出ます。とんでもない改悪で、許せません。

介護保険特別会計では、新年度から、要支援1・2の人の通所介護や訪問介護を保険給付から外し、地域支援事業に置きかえ、一部の方には事業所の人員、設備、運営などの基準を緩和したサービスが提供されることとなります。そうなると、介護職員ではなく、単なる従事者がサービスを担うことになってしまいます。軽度の方ほど専門的な視点で重症化を防ぐ介護が必要なのに、これでは逆に悪化を招く事態にならないか心配です。

以上のような理由で、議案第18号から第25号の8議案のうち、議案第18号、第19号、第20号、第21号、第22号、第23号の6議案に反対、第24号、第25号の2議案に賛成をいたします。

議長（丸山久志） ほかに討論ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 村田忠文議員。

6番（村田忠文） ただいま議題となっております平成29年度一般会計予

算、特別会計予算に賛成の立場で討論いたします。

平成29年1月に閣議決定された平成29年度の政府経済見通しによると、アベノミクスの取り組みのもと、雇用、所得環境が改善し、緩やかな回復基調が続いております。ただし、年度前半には海外経済で弱みが見られたほか、国内経済についても、個人消費及び民間設備投資は、所得、収益の伸びと比べ力強さを欠いた状況の中、経済対策の円滑かつ着実な実施により、内需を下支えするとともに、民需主導の持続的な経済成長と一億総活躍社会の着実な実現につなげていくとされ、平成29年度の実質GDP成長率は1.5%程度、名目GDP成長率は2.5%程度と見込んでいます。

このような我が国の経済状況のもと、本町の平成29年度の当初予算総額74億8,009万4,000円は、依然として厳しい財政環境が続く中ではありますが、早くから取り組まれてきた行政改革等が功を奏すとともに、これまで積み立てた基金を有効に活用し、住民参画のもと、透明性の高い行財政運営を目指した予算編成となっております。

平成29年度一般会計予算では総額45億1,900万となっております。従来からの継続事業にも十分配慮されつつ、新規事業にも積極的に取り組まれております。

新年度予算案の主な新規事業は、総務費では、児童や地域の安全のための防犯カメラ整備、温室効果ガス削減による環境保全のための街灯LED整備、井手応援隊活動拠点運営事業などが予算計上されています。

民生費では、18歳まで無料化とした子育て支援医療、障がい者基本計画等策定業務、デイサービスセンター改修など、各世代に配慮した予算計上がなされております。

衛生費では、子育て世代包括支援事業、住宅用太陽光発電システム等設置補助などが予算計上されています。

農林水産業費では、農村地域安心安全マップ作成、耕作放棄地活用事業、新規就農者確保対策事業などが予算計上されています。

商工費では、地域経済活性化と雇用創出を図るための企業立地促進助成などに、また、土木費では、平成32年開校予定の京都府立特別支援学校へのアクセス道路となる町道29号線道路改良と関連の町道3号線道路改良、JR玉水駅周辺整備、木造住宅耐震シェルター設置助成などが予算計上されています。

消防費では、指揮広報車購入、井手分署改修、防災広場整備などに、教育費では、食物アレルギーに対応するための給食センター施設整備にそれぞれ予算計上されております。

今回の予算案を見るに当たり、第4次井手町総合計画に掲げている三つの基本理念のもと、安心・安全なまちづくり、防災、福祉、教育に重点を置いた予算編成となっております。

特別会計におきましては29億6,109万4,000円で、医療、介護、高齢者福祉など、住民が安心して生活を送るための予算が計上されており、上下水道の整備、充実についても、快適な生活環境を維持するための予算となっております。

以上、現在の財政状況のもとにあっては最善、かつ住民の要望にも十分に応えた予算編成であると確信いたします。

なお、国民健康保険特別会計であります。これまでから厳しい財政状況が続いており、今日まで、一般会計からの繰り入れや翌年度の財源を充当する繰上充用、府からの基金借り入れにより財源不足を補ってきました。今後、国保会計は、構造的な課題も多いことから、一日も早く広域化を実現できるよう努力いただくとともに、税の公平な負担の観点から、京都地方税機構と連携し、国保税の徴収に努めていただくことをお願いし、本予算全てに賛成するものであります。

以上です。

議長（丸山久志） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） これで討論を終わります。

これより、議案第18号、平成29年度井手町一般会計予算を採決します。

本予算に対する委員長の報告は可決であります。本予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志） 挙手多数です。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第19号、平成29年度井手町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本予算に対する委員長の報告は可決であります。本予算は、委員長の報告

のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長(丸山久志) 挙手多数です。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第20号、平成29年度井手町水道事業会計予算を採決します。

本予算に対する委員長の報告は可決であります。本予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長(丸山久志) 挙手多数です。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第21号、平成29年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算を採決します。

本予算に対する委員長の報告は可決であります。本予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長(丸山久志) 挙手多数です。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第22号、平成29年度井手町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本予算に対する委員長の報告は可決であります。本予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長(丸山久志) 挙手多数です。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第23号、平成29年度井手町介護保険特別会計予算を採決します。

本予算に対する委員長の報告は可決であります。本予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長(丸山久志) 挙手多数です。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第24号、平成29年度井手町公共下水道事業特別会計予算を採決します。

本予算に対する委員長の報告は可決であります。本予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長(丸山久志) 挙手全員です。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第25号、平成29年度井手町多賀財産区特別会計予算を採決します。

本予算に対する委員長の報告は可決であります。本予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長(丸山久志) 挙手全員です。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第26号、井手町玉川の水質保全条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 菱本産業環境課長。

産業環境課長(菱本嘉昭)

(議案第26号を朗読説明)

議長(丸山久志) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 谷田利一議員。

1番(谷田利一) ただいま説明いただいたんですけども、2ページの中で、「井手町玉川」を「井手町内河川」ということになるということなんですけども、これ、河川ということで、例えば、河川の近くで発生した場合ということなんですけども、これ、民地の場合は、河川が近くになかって、排水路はあった場合、排水路があるけれども、河川は近くになくという場合も適用になるんですか、お聞きします。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 菱本産業環境課長。

産業環境課長(菱本嘉昭) ただいまの谷田利一議員のご質問にお答えいたします。

今回、井手町内、木津川流域ということで拡大しまして、汚水なり排水があった場合は、水路なりを通じて各河川に流入しておるということで、町内全域を対象にするものでございます。

以上でございます。

議長(丸山久志) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) この条文の改正については全く異議はないんですけども、条例の第6条は今回さわってないんですけど、その6条には、排水処理施設を設置する場合、別表に定める団体を対象とする説明会を開催して、団体の同意を得なければならないというのが6条にあるんです。その別表が、今の例規集を見ますと、玉川関連の水利組合の名前と玉川にかかわる住民団体、名水を守る会とか、そういうものしか書いてないんですけど、町内河川全部にこの水質保全条例を広げるとなると、水利組合も町内全域の水利組合が対象となってくるし、それぞれの河川によって、どの水利組合の同意を得なアカンかというのが変わると思うんですけども、今回、別表を変えなくていいのか、別表はまた改めて規則等で定めるということなのか。ただ、条例の中に別表も書いてありますし、その辺の関連はどうなるんでしょうか。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 中谷副町長。

副町長(中谷浩三) 条例中、別表第11で、前各号に掲げる団体のほか、規則で定める団体ということで、今後、関連団体について、規則で定める必要がありましたら、規則で定めてまいりたいと考えております。

議長(丸山久志) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(丸山久志) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これより、議案第26号、井手町玉川の水質保全条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第26号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志） 挙手全員です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第13、発議第1号、京都府南部地域に地方裁判所・家庭裁判所支部を設置することを求める意見書を議題とします。

発議第1号について、提出議員から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 古川昭義議員。

5番（古川昭義） 5番、古川です。

朗読をもちまして、京都府南部地域に地方裁判所・家庭裁判所支部を設置することを求める意見書を提出します。

発議第1号、提出者、井手町議会議員、古川昭義。賛成者、井手町議会議員、西島寛道。

京都府南部地域に地方裁判所・家庭裁判所支部を設置することを求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

京都府南部地域に地方裁判所・家庭裁判所支部を設置することを求める意見書。

現在、京都市より南に位置する宇治簡易裁判所及び木津簡易裁判所管轄地域（以下、京都府南部地域という）は、約56万人という京都府全体の約21%にあたる人口を抱えているが、同地域には、地方裁判所及び家庭裁判所の支部はなく、扱える事件に限定のある簡易裁判所しかない。このため、訴額が140万円を超える民事訴訟事件や民事執行事件、保全事件、破産・再生事件等は、京都市内にある京都地方裁判所本庁で行う必要があり、また、家事調停・審判事件、人事訴訟事件、少年保護事件等も京都市内にある京都家庭裁判所本庁で行われている。

京都府南部地域には、京田辺市、木津川市、精華町等、人口増加が続いている地域が存在する。他方で、高齢化が進み、移動手段を公共交通機関に頼らざるを得ない住民が増え続けている地域も少なくない。そうであるにも関わらず、この地域から、現在の管轄裁判所である京都地方裁判所本庁や京都家庭裁判所本庁へのアクセスは、公共交通機関の便数が少ないこともあり、大変厳しいものとなっている。これは、京都府南部地域が、司法基盤の人的・物的両面において、不十分・未整備のまま放置されていることを示しているといわざるを得ない。

しかしながら、居住する地域にかかわらず、国民には等しく裁判を受ける権利（憲法32条）が保障されるべきである。井手町の住民の裁判を受ける権利を十分なものとするために、速やかに京都地方裁判所及び京都家庭裁判所の支部が設置されなければならない。

よって、国及び関係諸機関に対し、京都府南部地域に地方裁判所支部及び家庭裁判所支部を設置することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月27日。

京都府綴喜郡井手町議会。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（丸山久志）　これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これより、発議第1号、京都府南部地域に地方裁判所・家庭裁判所支部を設置することを求める意見書を採決します。

発議第1号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志）　挙手全員です。したがって、発議第1号は原案のとおり

可決されました。

日程第14、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（丸山久志） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（丸山久志） 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これをもちまして本日の会議を閉じ、平成29年3月井手町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時47分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 丸 山 久 志

署名議員 古 川 昭 義

署名議員 谷 田 操